

AWAJI POLICE STATION NEWS

淡路警察署だより 3月号

子どもたちを守る対策

インターネット上での違法・有害な情報や、犯罪被害等から子どもたちを守るためには、保護者が子どものインターネットの利用状況を把握し、適切に管理する「ペアレンタルコントロール」が重要です。

■ 保護者の皆さん自身が関心を持ちましょう

- 子どもたちがスマートフォンやパソコン等をどのように使っているか確かめる。
- 違法・有害な情報の危険性を教える。
 - ・ SNS等に個人情報を書き込まない。
 - ・ SNS等で知り合った人と絶対に会わない。
 - ・ 薬物、家出、自殺サイトなど、有害な情報を閲覧しない。
 - ・ 子どもとインターネットの利用方法についてよく話し合い、家庭でルールを決めておく。

■ フィルタリングサービスを利用しましょう

青少年インターネット環境整備法や青少年愛護条例では、保護者は、

- 子どものインターネットの利用状況を適切に把握しなければならない。
- 子どものインターネットの利用に伴う危険性等について認識し、健全な判断能力の育成を図らなければならない。
- 子どもの携帯電話等にはフィルタリングを利用するなどの方法により、インターネット上の有害情報を閲覧させない措置を講じなければならない。

などの義務が定められています。

フィルタリングサービスを利用する際は、携帯電話回線だけでなく、無線LAN回線(Wi-Fi等)やアプリケーションに対するフィルタリングの利用とお子様の年齢に応じた強度や利用時間の設定をお忘れなく。